

○会計検査院規則第一号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項、第二十四条及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月一日

会計検査院長 原田 祐平

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則

（会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正）

第一条 会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局財務検査第一課の事務分掌事項欄中「及び金融経済教育推進機構」を「、金融経済教育推進機構及び独立行政法人男女共同参画機構」に改め、同表第三局国土交通検査第五課の事務分掌事項欄中「、東京地下鉄株式会社」を削り、同表第四局文部科学検査第一課の事務分掌事項欄中「、独立行政法人国立女性教育会館」を削る。

（計算証明規則の一部改正）

第二条 計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一 独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人男女共同 参画機構		独立行政法人男女共同 参画機構法（令和七年 法律第七十九号）第十 三条第三項	共通政令第二十二條第 一項本文
--------------------	--	---	--------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照

◎会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和22年会計検査院規則第3号）（抄）

（下線部分が改正部分）

改正後			改正前		
<p>第八条 各局に、別表課及び上席調査官の欄に掲げる課を置く。</p> <p>第九条 各局に置かれる課及び上席調査官の事務分掌は、それぞれ別表事務分掌事項欄に定めるところによる。</p> <p>別表（第八条、第九条関係）</p>			<p>第八条 （同左）</p> <p>第九条 （同左）</p> <p>別表（第八条、第九条関係）</p>		
局	課及び上席調査官	事務分掌事項	局	課及び上席調査官	事務分掌事項
第一局	財務検査第一課	決算、債権及び物品の検査の総括 国会、内閣、内閣府（他の課（上席調査官を含む。以下同じ。）の所掌に属する分を除く。）、財務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、日本銀行、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人北方領土問題対策協会、 <u>金融経済教育推進機構及び独立行政法人男女共同参画機構</u> その他国が資本金の二分の一以上を出資している法人（他の課の所掌に属する分を除く。）の検査に関する事務	第一局	財務検査第一課	決算、債権及び物品の検査の総括 国会、内閣、内閣府（他の課（上席調査官を含む。以下同じ。）の所掌に属する分を除く。）、財務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、日本銀行、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人北方領土問題対策協会及び <u>金融経済教育推進機構</u> その他国が資本金の二分の一以上を出資している法人（他の課の所掌に属する分を除く。）の検査に関する事務

		国の会計経理に関する検査として 行う財政状況に関する検査のうち 横断的な処理を要するものとして 事務総長から特に命ぜられた事項 の検査に関する事務
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第三局	(略)	(略)
	国土交通検査第 五課	国土交通省鉄道局、物流・自動車 局及び海事局、海難審判所、観光 庁、気象庁、海上保安庁、運輸安 全委員会、独立行政法人海技教育 機構、独立行政法人自動車技術総 合機構、独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構、独立行政 法人国際観光振興機構、独立行政 法人自動車事故対策機構、北海道 旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道 株式会社並びに日本貨物鉄道株式 会社の検査に関する事務
	(略)	(略)
第四局	文部科学検査第 一課	文部科学省（他の課の所掌に属す る分を除く。）、独立行政法人国

		国の会計経理に関する検査として 行う財政状況に関する検査のうち 横断的な処理を要するものとして 事務総長から特に命ぜられた事項 の検査に関する事務
	(同左)	(同左)
(同左)	(同左)	(同左)
第三局	(同左)	(同左)
	国土交通検査第 五課	国土交通省鉄道局、物流・自動車 局及び海事局、海難審判所、観光 庁、気象庁、海上保安庁、運輸安 全委員会、独立行政法人海技教育 機構、独立行政法人自動車技術総 合機構、独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構、独立行政 法人国際観光振興機構、独立行政 法人自動車事故対策機構、 <u>東京地 下鉄株式会社</u> 、北海道旅客鉄道株 式会社、四国旅客鉄道株式会社並 びに日本貨物鉄道株式会社の検査 に関する事務
	(同左)	(同左)
第四局	文部科学検査第 一課	文部科学省（他の課の所掌に属す る分を除く。）、独立行政法人国

		立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立文化財機構及び放送大学学園の検査に関する事務			立特別支援教育総合研究所、 <u>独立行政法人国立女性教育会館</u> 、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立文化財機構及び放送大学学園の検査に関する事務
	(略)	(略)		(同左)	(同左)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)

改正後	改正前
<p>（独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等）</p> <p>第七十条 別表第一の第一欄に掲げる独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の会計については、証明責任者は、法人の長とし、証明期間は、一月とする。</p> <p>2 計算書は、合計残高試算表（合計試算表、残高試算表その他これらに類するものを含む。以下同じ。）とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（合計残高試算表の添付書類）</p> <p>第七十一条 合計残高試算表には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 前項の書類のほか、別表第一の第二欄に掲げる規定に規定する長期借入金又は債券の償還計画又は返済計画を立て、主務大臣の認可を受けたときは、毎事業年度の最初の月の合計残高試算表に、これを添付しなければならない。償還計画又は返済計画に変更があったときは、変更後の償還計画又は返済計画をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。</p> <p>3 前二項の書類のほか、別表第一の第三欄に掲げる規定による納付金を国庫に納付したときは、同表の第四欄に掲げる規定に規定する書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。</p>	<p>（独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等）</p> <p>第七十条 （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 （同左）</p> <p>（合計残高試算表の添付書類）</p> <p>第七十一条 （同左）</p> <p>一～三 （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 （同左）</p>

別表第一（第七十条、第七十一条関係）

一	二	三	四
(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人国立青少年教育振興機構		独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）第十二条第三項	共通政令第二十二條第一項本文
(削る)		(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第二十七条	同法第二十五条第二項	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）第二条第

別表第一（第七十条、第七十一条関係）

一	二	三	四
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
独立行政法人国立青少年教育振興機構		独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）第十二条第三項	共通政令第二十二條第一項本文
<u>独立行政法人国立女性教育会館</u>		<u>独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）第十二条第三項</u>	<u>共通政令第二十二條第一項本文</u>
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第二十七条	同法第二十五条第二項	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）第二条第

			一項本文				一項本文
<u>独立行政法人男女共同参画機構</u>		<u>独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）第十三条第三項</u>	<u>共通政令第二十条第一項本文</u>	(新設)		(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)